

さいたま市 浦和区選挙管理委員会 告示番号	さいたま市浦和区選挙管理委員会 告示名	公布年月日
さいたま市 浦和区選挙管理委員会 告示第56号	さいたま市浦和区の投票区及びその区 域の一部を改正する告示	令和元年9月2日

さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第56号

さいたま市浦和区の投票区及びその区域（平成15年さいたま市浦和区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正した。

令和元年9月2日

さいたま市浦和区選挙管理委員会  
委員長 内山 繁 樹

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
投票区	投票区域	投票区	投票区域
[略]	[略]	[略]	[略]
第24投票区	<u>東高砂町1番、2番、11番、東高砂町20番から24番まで、東高砂町29番、30番、東仲町、前地3丁目5番、6番、前地3丁目11番から13番まで、前地3丁目18番、本太1丁目1番から36番まで、本太1丁目39番から末番まで、本太2丁目1番、本太2丁目9番から17番まで、本太5丁目1番及び2番並びに本太5丁目15番から26番まで</u>	第24投票区	東仲町、前地3丁目、本太1丁目1番から36番まで、本太1丁目39番から末番まで、本太2丁目1番、本太2丁目9番から17番まで、本太5丁目1番及び2番並びに本太5丁目15番から26番まで
第25投票区	<u>東岸町、東高砂町3番から9番まで、東高砂町14番から19番まで、東高砂町25番から28番まで、前地1丁目、前地2丁目、前地3丁目1番から4番まで、前地3丁目7番から10番まで及び前地3丁目14番から17番まで</u>	第25投票区	東岸町、東高砂町、前地1丁目及び前地2丁目
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月2日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後のさいたま市浦和区の投票区及びその区域は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。